

土地改良法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 題名の修正

題名を、土地改良法及び独立行政法人水資源機構法の一部を改正する法律に改めること。

第二 分担金を徴収しないものとする都道府県営土地改良事業の創設等

一 農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の創設に関する規定を削除すること。
(原案第八十七条の三削除関係)

二 1から5までの要件のいずれにも適合する都道府県営土地改良事業(第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る。)については、その分担金を徴収しないものとすること。

1 当該都道府県営土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地(以下「事業施行地域内農用地」という。)の全てについて、市町村が農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の協議の結果を取りまとめ、農林水産省令で定めるところにより同項の区域内にある農用地の利用の集積の促進について定める計画の対象とされていること。

2 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地

が政令で定める要件に適合すること。

3 事業施行地域内農用地について1の計画に係る区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者が第八十七条第五項の規定による公告があつた日において政令で定める期間以上農業を営むことが見込まれること。

4 事業施行地域内農用地の集団化その他その都道府県営土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

5 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。 (第九十一条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。